

## 第2 文化芸術の振興に関する基本的施策（骨子案）

第1の「文化芸術の振興の基本的方向」を踏まえ、国は、以下のような施策を講ずる。

5 なお、第1の3.（1）重点的に取り組むべき事項の「i）日本の文化芸術を継承、発展、創造する人材の育成」は第2の「5. 芸術家等の養成及び確保」に、「ii）日本文化の発信及び国際文化交流」は「4. 国際交流等の推進」に、「iii）文化芸術創造活動の戦略的支援」は「1. 各分野の文化芸術の振興」に、「iv）地域文化の振興」は「地域における文化芸術の振興」に、「v）子どもの文化芸術活動の充実」は「9. 国民の文化芸術活動の充

10 実（3）青少年の文化芸術活動の充実」に、「vi）文化財の保存及び活用の充実」は「2. 文化財等の保存及び活用」に主として関連する施策を掲げている。

### 1. 各分野の文化芸術の振興

#### （1）芸術の振興

- 15 ・ 「文化芸術創造プラン」の推進等による重点的支援を行い、世界に誇れる文化芸術活動を伸長するとともに、地域における優れた芸術活動を促進する。
- ・ 「芸術文化振興基金」などによる助成を行う。
  - ・ 文化芸術活動に関する調査研究及び審査・評価の一層の充実を図る。
- 20 ・ 優れた芸術作品の鑑賞機会を提供し、芸術祭等の充実を図る。
- ・ 新国立劇場における公演の充実を図る。

#### （2）メディア芸術の振興

- 25 ・ 文化庁メディア芸術祭の一層の充実と大学等各地のメディア芸術拠点との連携強化により創作活動を促進する。また、優れたメディア芸術を積極的に諸外国へ発信する。さらに、若手クリエイターに専門的研修や国際共同制作

等の機会を提供して、優れた人材を育成する。

- ・ 総合芸術である映画について、製作環境づくりや海外発信等を推進する。
- ・ 魅力ある日本映画・映像水準の向上を図るため、製作支援を行う。上映や海外への発信、人材育成事業等の支援等を進める。

- 5 ・ 映画に関する情報をインターネット上に集約し、把握と活用を促進する。

### (3) 伝統芸能の継承及び発展

- ・ 伝統芸能が有する歴史的・文化的価値の理解・普及を図るとともに、公演等への支援を行う。その際、我が国の文化芸術の向上の牽引力となる実演家  
10 団体が実施する国内外の公演活動に対する支援を重視するとともに、伝統的な音階等を用いた新作公演活動の展開も図られるように配慮する。
- ・ 国立劇場等における公演や、各地域における普及のための公演を推進する。
- ・ 伝統芸能の所作や楽器に触れる体験をする機会の提供を通じて、伝統芸能に親しむ人々の拡大を図る。特に、子どもたちが伝統芸能を身近に親しむこ  
15 とができる機会の充実を図る。
- ・ 用具等の製作・修理等に必要な伝統的な技術の継承のための後継者育成や原材料の確保を図る。

### (4) 芸能の振興

- 20 ・ 「文化芸術創造プラン」による芸能の創造活動及び普及への重点的な支援や、関係団体の育成などを図る。

### (5) 生活文化、国民娯楽及び出版物等の普及

- ・ 生活文化や、国民娯楽の普及を図る活動を支援する。
- 25 ・ 文化創造の基盤である出版物、レコード等について、広く普及を図るための環境整備を図る。

## 2. 文化財等の保存及び活用

- ・ 文化財を、類型の枠にとらわれず総合的に捉え保護対象とするよう検討し、豊かな文化的空間の創出を図る。
- ・ 我が国の文化遺産の世界遺産への登録を積極的に進め、登録後の文化遺産  
5 の適切な保護を図る。
- ・ 国民が文化財を理解し、親しむ機会の充実を図るため、情報通信技術など多様な手法も用いて、公開、活用を推進する。
- ・ 建造物・史跡等の文化財の周辺環境の保存・活用を図るため、他分野の施策との連携を深める。
- 10 古墳壁画の保存対策として、高松塚古墳については恒久保存方針に沿って壁画の修復を図り、キトラ古墳については剥ぎ取りを行った壁画の修復を図る。国立文化財総合機構（仮称）において、古墳壁画の適切な保存管理に資する科学的・技術的な調査研究を行う。
- ・ 有形の文化財について計画的に保存・修復を進め、文化財集中地域等における防災対策を充実する。
- 15 無形の文化財について、保存伝承のための基盤の充実を図るとともに、記録映像等の活用を図る。
- ・ 独立行政法人国立文化財総合機構（仮称）は、文化財の保存技術等に関する研究水準の向上及び人材の養成に努める。
- 20 文化財の保存技術について、選定保存技術制度の活用等により、その保存及び継承を図る。

## 3. 地域における文化芸術の振興

- ・ 国民が等しく文化芸術に触れることができる社会を実現していくため、舞  
25 台芸術等の鑑賞機会を充実するとともに、各地域の公演・展示活動等を支援し、地域住民の文化芸術活動への参加を促進する。

- ・ 地域文化の重要性などを踏まえ、文化芸術団体が先導的な文化芸術活動において大きな役割を果たすことを促進する。
- ・ 各地域の歴史等に根ざした個性豊かな祭礼行事等の伝統文化に関する活動の継承・発展や、文化的景観の保護を図る。
- 5 ・ 文化会館などの拠点における意欲的な活動を支援するとともに、特色ある取組の積極的な発信や発表の機会の拡充を図る。
- ・ 地域の文化芸術活動の指導者や地域の文化芸術団体の育成を図るとともに、地域間の文化芸術の交流を促進する。
- ・ 各地域における伝統的な文化を継承する活動に地域住民が参加できるように、NPO 等による民間の非営利活動とも連携し、支援する。
- 10 ・ 大学等やメディア等の関係機関の連携により、地域文化を振興するとともに、文化力をまちづくりや観光などの分野に広く生かす取組を促進する。
- ・ アイヌ文化の振興を図るとともに、アイヌ文化の伝統等に関する知識の普及及び啓発を図る。

15

#### **4. 国際交流等の推進**

- ・ 我が国の多様な文化を積極的かつ効果的に発信するため、関係府省等の緊密な連携・協力の下、国際文化交流を推進する。
- ・ 優れた文化芸術創造活動を積極的に海外に発信し、我が国においてメディア
- 20 ア芸術の創造と発信の国際拠点の形成を図るとともに、広く新しい文化芸術の創造を推進する。
- ・ 作品制作者間の交流及び共同制作等による日本文化の国際発信を推進するとともに、青少年の国際文化交流等を推進することにより、世界に日本文化を発信することができる人材の育成を図る。
- 25 ・ 魅力ある日本文化を海外に幅広く紹介するため、インターネット等を活用し、日本文化の総合的な情報発信を図る。

- ・ 文化芸術に関する国際的な人材交流を強化し，我が国の文化人・芸術家等と海外における関係機関及び文化人・芸術家等との国際文化交流のネットワークづくりを推進するとともに，文化交流の国内の拠点である国立の文化施設や文化交流機関等の国際交流ネットワークづくりを継続して推進する。
- 5 ・ 国内体制の整備を図り，海外の研究機関等との連携を強化し，文化遺産国際協力を推進する。
- ・ 専門家の派遣・招へい等を通じたアジア・太平洋地域等における無形文化遺産保護活動を推進する。
- ・ 「武力紛争の際の文化財の保護に関する条約」等を批准する。

10

## 5. 芸術家等の養成及び確保等

- ・ 文化芸術団体等の関係機関が連携し，計画的・系統的な人材育成を促進する。
- ・ 学芸員，舞台技術者・技能者等の専門性の向上を図るための養成・研修の充実を図る。
- 15 ・ 芸術家等の海外留学や国内研修の充実，各分野の文化芸術団体等が行う研修への支援等を図る。
- ・ 文化芸術活動に携わる幅広い人材の養成及び確保，資質向上のための研修を充実させ，文化芸術活動を支える人々の育成を図る。
- 20 ・ 伝統文化の継承者を長期的視点に立って育成する。
- ・ 高い技術と豊かな芸術性を備えた実演家を養成するため，新国立劇場における研修事業について充実を図る。
- ・ 大学等や国立の文化施設等における教育及び研究の充実を図る。

## 25 6. 国語の正しい理解

- ・ 敬語に関する具体的な指針について普及を図る。

- ・ 情報化時代に対応する漢字政策の在り方についての考え方を提示し、その普及を図る。
- ・ 学校の教員の養成及び研修の各段階において、国語力に重点を置いた取組を推進する。
- 5 ・ 言葉に関する講演会の開催や体験活動を推進し、国語力の育成及び、向上を図る。
- ・ 公用文書等における表現を工夫するとともに、国民の言語への影響に関する関係機関の自覚を求める。
- ・ 地域、学校、家庭等において、国民が豊かな文字・活字文化の恵沢を享受
- 10 できるよう、環境の整備を図る。
- ・ 独立行政法人国立国語研究所等における調査研究の充実を図る。

## 7. 日本語教育の普及及び充実

- ・ 日本語教育の指導内容・方法等の調査研究，日本語教育教材等の開発及び
- 15 提供など，日本語教育の充実を図る。
- ・ 地域の実情に応じた日本語教室の開設など，地域における日本語教育の充実を図る。
- ・ 日本語教員等の海外派遣・招へい研修を推進するとともに，情報通信技術を活用した日本語教材・日本語教育関係情報の提供を推進する。

20

## 8. 著作権等の保護及び利用

- ・ 法制度の整備を行うとともに，著作権等管理事業法の的確な運用や，著作物の流通促進のためのシステムの構築等を行う。
- ・ 我が国の著作物等の海賊版の流通を防止・撲滅し，文化的創作活動，国際
- 25 文化交流を推進するため，侵害国等への働きかけ，海外における著作権制度整備支援等を行う。

- ・ セミナーの開催，学校教育等を利用した著作権教材の提供など，著作権に関する知識と意識の普及を図る。

## 9. 国民の文化芸術活動の充実

### 5 (1) 国民の鑑賞等の機会の充実

- ・ 各地域における様々な文化芸術の公演，展示等に対する支援を行う。
- ・ 国民文化祭の開催をはじめ，国民の文化芸術に関する参加や関心を喚起する機会の充実を図る。
- ・ 質の高い文化ボランティア活動を活発にするため，情報の提供等の環境の整備を図る。

10

- ・ 学校や地域における「文化芸術コーディネーター」の活用及び育成を図るとともに，文化芸術の支援を国民自らも幅広く担っていく「文化芸術サポーター（仮称）」の展開の検討を進める。

### 15 (2) 高齢者，障害者等の文化芸術活動の充実

- ・ 文化芸術活動の公演・展示等において，高齢者，障害者等が文化芸術を受しやすいよう，施設のバリアフリー化，字幕や音声案内サービスなど対象者のニーズに応じた様々な工夫や配慮等を促進する。
- ・ 高齢者，障害者等の文化芸術活動に配慮した活動を行う団体等の取組を促進する。

20

### (3) 青少年の文化芸術活動の充実

- ・ 青少年が参加する，多種多様な文化芸術に直に触れる機会，美術作品を鑑賞する機会及び文化芸術を体験できる機会の充実を図るとともに，学校や文化施設等を拠点として，子どもたちが伝統文化や生活文化を継続的に体験・修得できる機会の充実を図る。

25

- ・ 青少年を対象とした文化芸術の公演，展示等への支援を行うとともに，文化芸術活動の場や機会の充実を図る。
  - ・ 地域の文化芸術人材を養成し，青少年に対する指導等を行う指導者の養成及び確保を促進する。
- 5
- ・ 各地域の美術館，博物館，文化会館などにおける児童生徒向けの教育活動及び体験の機会の提供を促進するとともに，学校教育との連携・融合を促進する。

#### (4) 学校教育における文化芸術活動の充実

- 10
- ・ 学校教育を通じて，歴史，伝統，文化に対する理解を深め，尊重する態度を涵養し，豊かな心と感性を持った人間を育てる。
  - ・ 「総合的な学習の時間」などを活用し，積極的に，文化芸術に関する体験学習など文化芸術に関する教育の充実を図る。
- 15
- ・ 文化芸術の指導を行う教員の資質の向上を図るとともに，各教科の授業や部活動及び地域のクラブ活動等において，優れた地域の芸術家等が教員と協力して，指導を行う取組を促進する。
  - ・ 我が国の伝統的な音楽に関する教育が適切に実施されるよう配慮する。

## 10. 文化拠点の充実等

### 20 (1) 劇場，音楽堂等の充実

- ・ 法的基盤の整備や税制上の措置などの方策により，劇場，音楽堂等の活動の円滑化，活発化を図る。
  - ・ 各地域の劇場等の公演等への支援，芸術家等の配置等の支援，情報の提供などを充実するとともに，他の劇場等と連携した活動を促進する。
- 25
- ・ 各地域の劇場等の施設設備の適切かつ安全な環境の確保を図るとともに，サービスの向上，運営の効率化等の配慮が行われるよう促進する。



- ・ 国立劇場や新国立劇場等における公演の充実を図り，国立施設としてふさわしい活動を推進するとともに，そのために必要な安全かつ良好な施設環境を整備する。
  - ・ 国立劇場及び新国立劇場等において，幅広く文化芸術に関する調査研究を行い，その成果をもとに実演家等の養成を行う。
- 5
- ・ 劇場等における活動に不可欠な企画・管理担当者，舞台技術者・技能者，等の資質向上のための研修の充実を図る。

## (2) 美術館，博物館，図書館等の充実

### 10 ①美術館，博物館等の充実

- ・ 公私立の美術館，博物館が地域の文化芸術の中核となり，他の文化施設と連携した質の高い館活動をより円滑かつ活発に展開するよう，引き続き支援を行う。
  - ・ 登録美術品制度の活用を引き続き推進し，所蔵品の充実や安定した公開を図る。
- 15
- ・ 優れた文化財，美術品等を積極的に保存・公開するため，所蔵品のデジタル化を推進する。
  - ・ 博物館・美術館等に対する適切な評価の在り方について，検討を進める。
  - ・ 学芸員等の資質向上のための研修の充実を図る。
- 20
- ・ 国立美術館が，我が国のナショナルセンターとして，国民の感性をはぐくみ，新しい芸術創造活動を推進するための機能の充実を図る。
  - ・ 独立行政法人国立文化財総合機構（仮称）が，我が国の文化財施策の一翼を担う機関として，国民の宝である文化財を収集・保存し，次世代へ適切に継承するための機能の充実を図る。

### 25 ②図書館の充実

- ・ 多様化・高度化する国民の要望に対応した情報拠点として，国民に親しまれる図書館づくりを進めるとともに，子どもの読書活動の推進を図る。

### (3) 地域における文化芸術活動の場の充実

- ・ 各地域の文化施設や社会教育施設について、地域の芸術家、文化芸術団体、住民等が円滑に利用しやすい運営を促進する。
- 5
- ・ 学校施設については、学校教育に支障のない限りにおいて、地域の芸術家、文化芸術団体等の公演・展示や練習の場、文化芸術作品等の保存場所としての利用を促進する。

### (4) 公共の建物等の建築に当たっての配慮

- 10
- ・ 公共の建物等の施設の整備に際して、建物の外観等が、周囲の自然的環境等との調和が取れたものとなるよう形状等について配慮するよう努める。

## 1 1. その他の基盤の整備等

### (1) 情報通信技術の活用の推進

- 15
- ・ 文化芸術に関する情報や画像等について、地理的制約を受けずにその活用を可能とするネットワークの構築を推進する。
  - ・ 我が国の多様な文化芸術、映画フィルム、文化財等について、デジタル技術等を活用して、保存、展示、公開等を推進する。「文化遺産オンライン」の運用に当たっては、情報通信技術の発展に対応したシステムとなるよう検討を進め、魅力のある画像等の情報を提供する。
- 20
- ・ メディア芸術祭等において、文化と科学技術の活用に関する取組を推進する。
  - ・ 文化芸術関係者の情報通信技術の活用の推進を図るための取組を促進する。

### 25 (2) 地方公共団体及び民間の団体等への情報提供等

- ・ 国内外の文化芸術に関する各種の情報や資料の保存・活用方法について検

討し，国と民間等の役割分担を図りつつ，国民に提供する。

- ・ 国内外の文化芸術関係者等が，国の文化芸術の振興に関する施策の内容や，国内外の文化芸術に関する各種の情報等を把握することができるよう，情報通信技術など様々な方法を活用して，積極的に提供していく。
- 5
- ・ 地方公共団体，文化芸術団体等による情報提供のための取組を促進する。

### (3) 民間の支援活動の活性化等

- ・ 文化芸術を支える民間の活動を促進し，寄附文化を醸成するための税制など，その基盤を整備する。
- 10
- ・ 広く国民に対して，文化芸術活動に対する寄附等に関する税制措置の現状などについて，情報の収集及び提供を行う。
  - ・ 社会全体で文化芸術活動への支援を促進していくための機運の醸成を図る。

### 15 (4) 関係機関等の連携等

- ・ 文化芸術の振興に関する施策を効果的に推進するため，国，地方公共団体，企業，芸術家等などの間の連携を強化する。
- ・ 芸術家等及び文化芸術団体と，学校，文化施設等との間の協力を促進する。

### 20 (5) 顕彰

- ・ 顕彰の機会が少なかった文化芸術の分野も視野に入れ，文化芸術活動で顕著な成果を収めた者に対して積極的に顕彰を行う。

### (6) 政策形成への民意の反映等

- 25
- ・ 基本的な政策の形成や，各施策の企画立案及び評価等に資する基礎的なデータの収集や各種調査研究の充実を図る。
  - ・ 文化芸術施策の評価の方法について，定量的な評価のみならず，定性的な

評価を含む適切な評価方法の開発に関する検討を行う。

- 各施策の企画立案，実施，評価等に際しては，芸術家等，学識経験者その他広く国民の意見を求め，これを十分考慮した上で政策形成を行う。
  - 各地域において，国及び地方公共団体等が，各地域の文化芸術を取り巻く
- 5 状況等について，情報や意見の交換を行う場を積極的に設ける。